

患者が特定される身体写真の投稿についてのルール改定と 投稿規程の改定（2021年10月1日）について

日本神経学会編集委員会
委員長 小野寺 理

日本神経学会編集委員会では、会誌臨床神経学への投稿の際にお願いしております、個人情報保護のルールの一部を改定いたします。これまでのルールでは、目隠し処理等の配慮をしても、個人が特定される可能性のある身体写真を投稿する場合、著者は投稿に関して患者に説明し、患者自身（または代諾者）から同意を得る事となっていました。が、2021年11月1日受付の新規投稿論文より、著者は投稿に関して患者に説明し、患者自身、若しくは適切な代諾者（配偶者、親、子、後見人など）が実際に掲載される画像、動画を確認し、投稿の同意を得る。患者の同意を代筆者（配偶者、親、子、後見人など）が署名してもよい。 というルールに改定いたします。

尚、個人が特定される可能性のある身体写真の対象は、顔写真、頭部のほぼ全体が入るものは該当。身体の一部やMRI画像等は非該当といたします。

本改定について、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

本改定に伴い、投稿添付書類の「個人情報・医学研究に関する指針確認用紙」「患者同意書」の文面を変更しております。

2021年11月1日以降は、新様式の添付書類のご提出をお願い申し上げます。

[toukou.pdf \(neurology.jp.org\)](http://toukou.pdf(neurology.jp.org))

又、本改定に関する部分について、2021年10月1日付で投稿規程を改定しております。改定箇所は以下の通りです。投稿規程は適宜改定されますので、ご投稿の際には、最新の規程に従いご投稿くださいますようお願い申し上げます。

臨床神経学投稿規程（2021年10月1日改定 下線部）

投稿規程 B) 個人情報保護と医学研究に関する指針遵守

2. 患者の同意書が必要とされる場合は（「個人情報・医学研究に関する指針確認用紙」を参照）、「患者同意書」を患者から取得して提出する。原本は必ず手元で保管すること。特に患者が特定される身体写真（顔写真、頭部のほぼ全体がはいるものは該当。身体の一部やMRI画像は非該当）については、実際に掲載される画像、動画を患者が確認し、Legendsに「Fig. ○ is published with patient's permission./患者の許可を得て掲載」と記載すること。また、意識障害や認知症などにより当該個人より同意書を得ることが困難な場合は、適切な代諾者（配偶者、親、子、後見人など）の同意でもよい。患者の同意を代筆者（配偶者、親、子、後見人など）が署名してもよい。本人が死亡している場合は遺族の同意書を得ること。複数の患者・家族からの同意書が必要な場合は、全員から取得すること。判断が困難な場合は編集委員会へ連絡をして確認すること。

投稿規程 E) 執筆要項 6-4.

患者が特定される身体写真（顔写真、頭部のほぼ全体がはいるものは該当。身体の一部やMRI画像は非該当）については、実際に掲載される画像、動画を患者が確認し、Legendsに「Fig. ○ is published with patient's permission./患者の許可を得て掲載」と記載すること。顔写真を個人が特定できないように処理する場合には、画像作成ソフトとして Adobe PhotoshopTMで行うことを推奨する。